

# 府労組連ニュース

大阪府職員労働組合06-6941-3079 / 大阪教職員組合06-6768-2330

2010年6月14日

大阪府関連労働組合連合会

## 夏季第2回団体交渉

### 一時金カット中止、保育特休の実質確保、「教育に穴があく」事態の解消など当局を追及



# 「新プログラム案」撤回し、府民・職員のくらし守れ・働くルールの確立を

6月14日、府労組連は夏季要求の実現をめざし、第2回課長交渉を行いました。交渉では、給与・一時金カット撤回、勤務時間短縮の早期実施、非常勤職員の待遇改善、保育休暇廃止の撤回など、職場からの切実な発言が相次ぎ、当局を追及しました。

児部分休業も活用していただきたいと答えました。そもそも育児部分休業は

造改革プラン」による人件費はこれ以上続けられないということを確認にすべきである。職員の士気や大阪経済への影響、人材確保にどのような影響が出ているのかも分析すべきだ」と追及しました。

では、当局も認めた本来の姿とは反対の方向に進んでいるのが実態になっている。早急に解決すべき。時短・保育休暇の廃止に伴う15分問題は要求も強く切実な問題である。これらの問題の解決のために、あらためて検討せよ」と求め、交渉を終えました。府労組連は、6月14日には決起集会も開催し、引き続き職場からの力を結集し、奮闘するものです。

の。保育特休の廃止撤回を求める。また時短実施にあわせて年度途中の廃止は混乱を広げる。せめて年度途中の廃止はやめるべきだ。

時短の10月実施実現  
切実な職場の声に対し、当局は「給与カットなど厳しい措置を取っているが、ご理解を」

無給の制度であり、保育休暇の代替とはなり得ないことも指摘し、再検討するよう求めました。

代替講師が措置できず「教育に穴があく」問題について、当局は「実態は認識している。大変申し訳ない。一刻も早く改善しなければならぬ」と答えました。これに対し、府労組連は「当局は「教育に穴があく」

大教組 講師が配置されない事態が府内の学校現場に広がっている。講師の先生が来ずに新学期になっても担任がいらない小学校、理科の代替が配置されず習せざるをえない中学校など、子どもたちの学習権が侵害される状況で、これで「学力日本一」などと言えるのか。「教育に穴があく」最大の理由は、正規採用を抑制し定数内講師を大量に配置しているため。また非常勤講師の賃金改善も講師不足に拍車をかけており、大阪府みずから官製ワーキングプアを広げることがあつてはならない。

府職労 15分時短実現はうれしいが、素直に喜べない人もいる。保育休暇の廃止を聞き、大きなショックを受けた。同じ保育所を利用してはいる民間で働くお母さんは、時代に逆行していると言っている。物理的にも心理的にも保育休暇の意義は大きく、支えになつていない。声も、今も寄せられている。もともと当局が勤務時間30分延長時に作ったのが保育休暇、廃止するならばさらに15分も短縮すべきだ。

「保育休暇は勤務時間短縮をもつて廃止する。ご理解を」と不誠実な対応に終始しました。そのうえで、勤務時間短縮については「システム開発した上で、システムチェックし、10月実施というスケジュールをめざしている」と答えました。保育休暇が廃止される問題については「早出・遅出勤務を導入した」と考えており、具体的内容は協議したい」と答えたため、府労組連は「早出・遅出で解決すると考えているのか」と追及。当局は「すべて解決しないと考えるが、その他の代替制度（育

また、国が6月30日より「子の看護休暇（有給）」の新設を実施することにしている。府としても国にあわせて実施するよう強く求めました。当局は「子の看護休暇」については、現行の府の対象範囲（国：6才まで、府：小学生まで）を残したまま、日数や内容など国の拡大部分を取り入れた。『短期の介護休暇』については、現行府独自の介護欠勤制度（無給）のあり方も含めて検討している」と答えました。

交渉の最後に辻委員長は「これ以上、賃金カットを続けても、財政も再建できず、大阪経済も良くならないことは明らかである。賃金カットは直ちに撤回すべき。『教育に穴があく』問題

大教組 講師が配置されない事態が府内の学校現場に広がっている。講師の先生が来ずに新学期になっても担任がいらない小学校、理科の代替が配置されず習せざるをえない中学校など、子どもたちの学習権が侵害される状況で、これで「学力日本一」などと言えるのか。「教育に穴があく」最大の理由は、正規採用を抑制し定数内講師を大量に配置しているため。また非常勤講師の賃金改善も講師不足に拍車をかけており、大阪府みずから官製ワーキングプアを広げることがあつてはならない。

府職労 15分時短実現はうれしいが、素直に喜べない人もいる。保育休暇の廃止を聞き、大きなショックを受けた。同じ保育所を利用してはいる民間で働くお母さんは、時代に逆行していると言っている。物理的にも心理的にも保育休暇の意義は大きく、支えになつていない。声も、今も寄せられている。もともと当局が勤務時間30分延長時に作ったのが保育休暇、廃止するならばさらに15分も短縮すべきだ。

**当局の主な回答の要旨**

1. 一時金支給  
今季期末・勤勉手当については、特例条例（4%カット）に基づき、6月30日に支給したい
2. 勤務時間短縮  
現在、本年10月実施を目指して所要の準備を進めているところであり、今後、細部について協議したい
3. 保育特休  
保育休暇の廃止に伴い、保育所等への送迎にあたって勤務時間の弾力的な運用が必要な職員に対しては、新たに早出遅出勤務を導入したいと考えており、細部について協議したい
4. 子の看護休暇・短期の介護休暇  
民間労働者における育児・介護休業法の改正による子の看護休暇の改正、短期の介護休暇の創設に関しては、現在検討している

府労組連第三次決起集会  
6月21日（月）16時30分  
教育塔前